



主体的な危機管理—内部統制—

◆ 地方自治法等の一部を改正する法律の公布により、令和2年4月から都道府県及び政令指定都市は、内部統制制度の導入が義務付けられました。その他市町村は、努力義務となっていますが、**羽村市では令和6年度から独自の取組を開始します。**



◆ **内部統制とは、組織の業務の適正を確保するための体制を築くシステム**を指します。羽村市役所では、各課の業務に潜むリスクを洗い出し、**リスク回避を含めた対応策を立て、年度の中間・期末に自己評価を行うことにより、リスクをコントロール**していきます。

◆ 学校には、**分掌組織**があります。実状に応じて、**分掌ごとに想定される危機を明らかにし、その危機がどんな事故等を招くのかを予想して、その事故等を回避するためにどのように対応するかなど、危機管理体制を整備しておく**ことは極めて重要です。

◆ これまでも分掌主任によっては、こうした危機管理体制をイメージしながら、分掌の運営を行ってきたものと思います。大切なのは、**想定される危機の洗い出しとその対応策の検討を、当該分掌に所属する教職員全員で行う**ことです。さらに、各分掌が抱える危機とその対応策を学校全体で共有し、日常の業務遂行過程で気付いたことがあれば、**互いに指摘し合える体制を整えておく**ことです。

◆ 全教職員の理解を図り、各自の適切な行動に結び付けられるよう、**形式的なものではなく、機能的で実践的な取組**が求められます。（「第181号 参考資料」参照）

上司になったつもりで

三菱銀行 伊夫伎一雄

僕は課長代理のときは課長、課長になったときは部長になったつもりで仕事をしたね。上の人には絶対迷惑をかけない。自分で泥をかぶるんだと肝を決めて仕事に取り組んだ。

出典：「生きる財産となる 名言大語録」（今泉正顕著 三笠書房）

※ 補佐をするにも、上司になったつもりで仕事をしないと思うような成果は期待できません。